

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	
○救急病院である旨の告示	(医療課) ^{ページ} 11
○管理美容師として修了しなければなら ない講習会の指定	(生活衛生課) ♫
○農用地利用配分計画の認可	(経営支援・担い手育成課) 12
○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及 びくろまぐろ(大型魚))に関する令和 3管理年度における知事管理漁獲可能量 の変更	(水産課) ♫
○地域森林計画の変更	(森の保全推進課) 13
○公共測量の実施	(用地課) ♫
○公共測量の終了	(♫) ♫
○道路の供用開始	(南丹土木事務所) ♫
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 14

公 告	
○一般競争入札の実施	(入札課) 14
○土地改良区役員の退任届	(農村振興課) 17
○府営土地改良事業の工事完了	(中丹広域振興局、丹後広域振興局) ♫
○肥料登録の有効期間の更新	(農産課) 18
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(中丹広域振興局) ♫
○林地開発行為に係る事業計画の廃止	(山城広域振興局) 19
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書 の写しの縦覧	(都市計画課、南丹土木事務所) ♫
○都市計画法に基づく工事完了	(建築指導課、乙訓土木事務所、山城北土木事務所) 20

告 示

京都府告示第4号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
医療法人弘正会 西京都病院	京都市西京区御陵溝浦町24	令 4. 1. 1	令 6. 12. 31

京都府告示第5号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師として修了しなければなら
ない講習会を次のとおり指定した。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 講習会の主催者
 - 主催者 京都府美容業生活衛生同業組合
 - 所在地 京都市中京区御池通猪熊西入俵屋町185
- 講習日程及び講習会場

日 程	会 場
令和4年7月25日(月)	京都テルサセミナー室
8月1日(月)	(京都市南区東九条下殿田町)
8月8日(月)	70

- 講習科目及び講習時間
 - 公衆衛生 4時間
 - 美容所の衛生管理 14時間

計 18時間
- 受講予定人員 80名
- 受講料 15,000円
- 受講についての問合せ先
京都府美容業生活衛生同業組合
京都市中京区御池通猪熊西入俵屋町185
電話 (075) 811-0211

京都府告示第6号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可した。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 農用地利用配分計画の概要

申請年度	申請番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
		氏名又は名称	住所地の市町村	
令和3年度	第46号	奥野 亜里沙	舞鶴市	舞鶴市三日市林ケ花812
	第47号	〃	〃	〃 〃 〃 814ほか1筆

2 認可した日

令和4年1月5日



京都府告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を令和3年12月21日付けで次のとおり変更した。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能性
くろまぐろ（小型魚）	京都府定置漁業	23.0 t
	第Ⅰ期間 （令和3年4月1日から同年11月30日まで）	0 t
	第Ⅱ期間 （令和3年12月1日から令和4年3月31日まで）	23.0 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.2 t
	第Ⅰ期間 （令和3年4月1日から同年11月30日まで）	0 t
	第Ⅱ期間 （令和3年12月1日から令和4年3月31日まで）	1.2 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留保	2.6 t
くろまぐろ（大型魚）	京都府定置漁業	30.5 t
	第Ⅰ期間 （令和3年4月1日から同年11月30日まで）	5.56 t
	第Ⅱ期間 （令和3年12月1日から令和4年3月31日まで）	24.94 t

京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
京都府漁船漁業等（その他海域）	1.7 t
留保	1.7 t



京都府告示第8号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、淀川上流地域森林計画及び由良川地域森林計画の一部を変更した。

なお、一部を変更した計画は、令和4年4月1日にその効力を生じるものとし、京都府農林水産部森の保全推進課、京都府京都林務事務所及び京都府広域振興局においてその管轄する区域の計画及び変更計画書を縦覧に供する。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府告示第9号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である独立行政法人都市再生機構西日本支社長から通知があった。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 測量の地域
京都市右京区花園鷹司町
- 2 測量の期間
令和4年1月10日から令和4年5月13日まで
- 3 測量の種類
公共測量（4級基準点測量）



京都府告示第10号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和2年京都府告示第528号）が令和3年3月25日

終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から通知があった。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、長岡京市、南丹市及び船井郡京丹波町



京都府告示第11号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和3年京都府告示第586号）が令和3年12月17日終了した旨測量計画機関の長である舞鶴市長から通知があった。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

舞鶴市宇西神崎地区



京都府告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和4年1月14日から令和4年1月28日まで縦覧に供する。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 日吉京丹波線

3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
船井郡京丹波町上野四出倉32の1から 船井郡京丹波町上野四出倉32の1まで	令和4年1月14日

4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第13号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所において縦覧に供する。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 急傾斜地崩壊危険区域の名称

三河Ⅲ急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線、標柱12号と13号を小字長尾と小字渡り所の小字界沿いに結んだ線、標柱13号と14号を結んだ線及び標柱1号と14号を府道二俣三河線沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域

所 在 地	標 柱
福知山市大江町三河小字梅ノ木谷494の2	1号
〃 〃 〃 〃 496	2号
〃 〃 〃 小字渡り所8099の1	3号、6号及び7号
〃 〃 〃 小字梅ノ木谷499	4号
〃 〃 〃 小字渡り所8099の2	5号
〃 〃 〃 〃 8085	8号から10号まで
〃 〃 〃 〃 8083	11号
〃 〃 〃 〃 477	12号
〃 〃 〃 小字長尾480の2	13号
〃 〃 〃 〃 474の2	14号

2(1) 急傾斜地崩壊危険区域の名称

三河Ⅳ急傾斜地崩壊危険区域

(2) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を府道二俣三河線沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域

所 在 地	標 柱
福知山市大江町三河小字休場522の2	1号
〃 〃 〃 〃 521	2号
〃 〃 〃 小字渡り所8108	3号及び4号
〃 〃 〃 〃 8107	5号及び6号
〃 〃 〃 〃 8105	7号
〃 〃 〃 小字梅ノ木谷499	8号
〃 〃 〃 小字渡り所8099の1	9号
〃 〃 〃 小字梅ノ木谷496	10号
〃 〃 〃 〃 494の2地先水路敷	11号

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び予定数量

ア 前期

複写機用紙（A3 1,110箱（1,665,000枚）、A4 27,520箱（68,800,000枚）、B4 1,940箱（4,850,000枚）、B5 490箱（1,225,000枚））

イ 後期

複写機用紙（A3 830箱（1,245,000枚）、A4 14,550箱（36,375,000枚）、B4 2,040箱

<p>(5, 100, 000枚)、B 5 470箱 (1, 175, 000枚))</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書のとおり</p> <p>(3) 納入期限 ア 前期 契約締結日から令和4年9月30日(金)まで イ 後期 令和4年10月1日(土)から令和5年3月31日(金)まで</p> <p>(4) 納入場所 本庁及び京都市内地方機関(仕様書の別添配送先一覧のとおり)</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部入札課 電話番号(075)414-5429 ファクシミリ番号(075)414-5450</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等 ア 交付期間 (ア) 前期 令和4年1月14日(金)から令和4年2月10日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。 (イ) 後期 令和4年8月4日(木)から令和4年8月23日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)とする。</p> <p>イ 入手方法 (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。 (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。)に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。</p> <p>3 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和4年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和4年京都府告示第1号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。 ア 大分類「電気・通信機器類」一小分類「パソコン</p>	<p>ン・ネットワーク機器」 イ 大分類「文具・事務機器類」一小分類「用紙類」</p> <p>(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。</p> <p>(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者と認められる者であること。</p> <p>4 入札参加資格の確認手続 入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。 なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出期間 2の(2)のアに同じ。</p> <p>(2) 提出方法 ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。 なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものとする。 イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。</p> <p>(3) 確認通知 入札参加資格の確認については、別途通知する。</p> <p>(4) その他 ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。 (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先 2の(1)に同じ。 (イ) 原則として、京都府ホームページ(http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html)からダウンロードすること。 (ウ) 提出期限 a 前期 令和4年1月28日(金)午後5時 b 後期 令和4年8月12日(金)午後5時</p>
--	--

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

(ア) 前期

令和4年2月24日(木) 午前8時30分から午後5時15分まで及び令和4年2月25日(金) 午前8時30分から午前10時まで

(イ) 後期

令和4年8月30日(火) 午前8時30分から午後5時15分まで及び令和4年8月31日(水) 午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

(ア) 前期

令和4年2月24日(木) 午後5時

(イ) 後期

令和4年8月30日(火) 午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

(ア) 前期

令和4年2月25日(金) 午前10時15分

(イ) 後期

令和4年8月31日(水) 午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「複写機用紙1箱当たりの単価(税込)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

なお、入札書に記載する金額に含める消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、100分の10とすること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは

支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
 - a. The first half year
Plain paper (A3 1,110 boxes (1,665,000 sheets), A4 27,520 boxes (68,800,000 sheets), B4 1,940 boxes (4,850,000 sheets), B5 490 boxes (1,225,000 sheets))
 - b. The second half year
Plain paper (A3 830 boxes (1,245,000 sheets), A4 14,550 boxes (36,375,000 sheets), B4 2,040 boxes (5,100,000 sheets), B5 470 boxes (1,175,000 sheets))
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
 - a. The first half year
From 8:30 AM on Friday, January 14, 2022 to 5:15 PM on Thursday, February 10, 2022
 - b. The second half year
From 8:30 AM on Thursday, August 4, 2022 to 5:15 PM on Tuesday, August 23, 2022
- (4) The time, date and place for submission of tender
 - a. The first half year
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, February 24, 2022 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday, February 25, 2022
 - b. The second half year
From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday, August 30, 2022 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday, August 31, 2022
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail
 - a. The first half year
5:00 PM on Thursday, February 24, 2022
 - b. The second half year
5:00 PM on Tuesday, August 30, 2022
- (6) The time, date and place for the opening of tender
 - a. The first half year
10:15 AM on Friday, February 25, 2022
 - b. The second half year
10:15 AM on Wednesday, August 31, 2022
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



京都市東山土地改良区の役員の退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和4年1月14日
京都府知事 西 脇 隆 俊

退任役員（理事）

住 所	氏 名
京都市山科区上花山久保町82	粟 津 誠 一



次の地区の府営土地改良事業の工事は、完了した。

令和4年1月14日
京都府知事 西 脇 隆 俊

地 区	工事完了年月日
福知山（その2）	令 3. 11. 11



次の地区の府営土地改良事業の工事は、完了した。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

地 区	工事完了年月日
大 山	令 2. 11. 17



肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

登録番号	肥 料 類 別	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生 産 業 者		登 録 有 効 期 限
					氏名又は名称	住 所	
京 都 府 第450号	乾燥菌体肥料	大地の和	窒素全量 4.0% りん酸全量 1.0%	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	株式会社湖池屋	東京都板橋区成増5の9の7	令 7. 2. 3



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
ケンコー砕石株式会社
代表取締役 達川 公暢
福知山市字今安小字向野38番地の6
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（採石）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
福知山市字今安小字向野38番地28ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
25.3ヘクタール
- 5 期間
 - (1) 林地開発行為を行う期間
令和4年6月3日から令和9年6月2日まで
 - (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和60年4月1日から令和20年4月1日まで

- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	福知山市字今安地内に存する市道福知山停車場奥榎原線（次の図のとおり）	市道福知山停車場奥榎原線の狭小区間は通行せず、市道正明寺今安線を通行する。 運搬車両の制限速度を遵守し、安全の確保に努める。
周辺道路の汚れの発生	〃	開発区域の出入口から市道福知山停車場奥榎原線に至るまでの間（私道）をアスファルト舗装し、市道の汚れを抑制する。 市道の汚れが発生した場合には散水車で清掃を行う。 道路側溝は定期的に土砂などの取り除きを行う。 開発区域の出入口付近にタイヤ洗い場を設置し、市道の汚れを抑制する。

粉じん及び土ぼこりの発生	福知山市字今安地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	岩石破碎機の集じん装置を用いて粉じんの発生を抑制する。 岩石破碎時の粉じん及び重機の稼働による土ぼこりが発生するおそれがある場合は、散水車により場内に散水を行う。
騒音、振動及び飛び石の発生	〃	発破場所周辺に民家等はないものの、発破作業前には十分な見回りを行うとともに、直前にはサイレンにより注意を促す。 開発区域周辺に残置森林を配置して周辺への影響を緩和する。 地域住民の要求があれば騒音及び振動の測定を行う。
土砂流出及び濁水の発生	〃	沈砂容量を確保した調整池及び防災池を設置し、場内の排水は泥を沈下させた後に場外に排水し、下流への濁水の発生を防止する。 場外への土砂流出を防止するため、小堤を設置する。
河川水量の増加	開発区域から小野脇公民館横道路横断管までの範囲（次の図のとおり）	調整池及び防災池を設置して場内の排水を集水し、流量調整をした後に場外に排水する。 施設の機能が損なわれないように堆積した土砂を定期的に除去し、池の容量を確保する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 舞鶴市字浜2020番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 福知山市産業政策部農林業振興課 福知山市字内記13番地の1
- (4) ケンコー砕石株式会社 福知山市字今安小字向野38番地の6

9 縦覧期間

令和4年1月14日(金)から令和4年2月14日(月)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間

令和4年1月14日(金)から令和4年2月14日(月)まで
 (2) 提出先
 〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地
 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課
 (「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第14条第1項の規定により、林地開発行為予定者から次の事業計画を廃止した旨の届出があった。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為予定者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 有限会社二和産業
 取締役 八木 昌司
 綴喜郡井手町大字多賀小字上ノ浜20番地
- 2 林地開発行為の目的
 土石の採掘（砂利）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
 綴喜郡宇治田原町大字荒木小字平山12番1ほか
- 4 廃止年月日
 令和3年12月28日



京都市から京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊



亀岡市から南丹都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府南丹土木事務所において縦

覧に供する。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年1月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
福知山市字新庄小字阿洲101、103の3
（関連区域）
福知山市字新庄小字阿洲1224の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福知山市字半田945
福田 知樹
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市開田四丁目611の6、611の7、611の11
（関連区域）
長岡京市開田四丁目611の12の一部、708の5の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長岡京市天神一丁目32
塚田 章人
- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市花山一丁目11の1、15の1、15の2
（関連区域）
長岡京市花山一丁目15の4の一部、11の6の一部、開田花山6の1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
向日市上植野町落堀17の1
四辻木材興業株式会社
- 4(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市興戸東垣内63の1、65、66
（関連区域）
京田辺市興戸東垣内102の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京田辺市興戸東垣内52
森村 弘子